

令和2年5月29日

入所施設利用者ご家族の皆様へ

社会福祉法人武蔵野会

練馬福祉園

施設長 宮原康輔

新型コロナウイルス感染に伴う「緊急事態宣言」解除後の施設方針について

政府関係機関より、新型コロナウイルス感染症拡大における「緊急事態宣言」が解除されましたが、感染拡大を防止する習慣「暮らしや働き方の新しい日常」が提起されるなど、新型感染症との付き合い方が求められています。

厚生労働省から提示されている事務連絡において、感染防止に向けた取り組みとして、「感染症対策の再徹底」「面会及び施設の立ち入り」等の通知や東京都から段階的な緩和措置（ロードマップ）や踏まえつつ、当施設内の感染症対策を継続して参ります。

#### ご家族の面会等についての施設方針

政府関係機関から外出自粛要請が一部制限解除されましたが、厚生労働省からの事務連絡において、「感染症対策の再徹底」の中で、緊急をやむを得ない場合を除き面会を制限することとされています。当施設利用者の高齢化が進んでいることや万が一新型コロナウイルスが発生した場合に利用者の生命を第一に守る観点から、以下の対応とさせていただきます。

なお、厚生労働省等の事務連絡の通知や東京都からの段階的な緩和措置（ロードマップ）の経過を踏まえつつ、施設内の感染症対策を随時見直し、その都度周知していきます。

#### ○ご家族の面会

高齢者施設等の面会については、厚生労働省よりオンライン面会を推奨する事務連絡が令和2年5月15日付けで発出されていることや感染症対策の再徹底の中で、「緊急をやむを得ない場合を除き面会を制限すること」とされています。

上記のことからご家族の面会については、ご利用者やご家族の健康の安全を確保することから「オンライン面会」と致します。なお、端末準備等の都合から令和2年6月6日（土）からとします。準備期間までの間は、面会の自粛を継続します。

※オンライン面会の実施方法についての詳細は「別紙」でお知らせします。

#### ○ご利用者の外出・外泊の制限

治療の為の通院・入院を除き、ご利用者の外出や外泊は控えます。ご家族と一緒にの外出・外泊、品物のお届けのご来園もご遠慮ください。

#### ○利用者の通院付き添い

基本的には、施設の職員や看護師が対応します。

但し、入院や緊急を要し、ご家族の通院付き添いが必要な場合は、園からご連絡致します

## ○短期入所

令和2年2月より、感染症対策の一環で全面的に利用を中止としています。  
緊急事態宣言の解除を受け、障害福祉サービスの充足の観点から、6月以降再開を予定していますが、都内の感染者や政府関係機関からの通知等を踏まえつつ、事業再開を検討していきます。

## ○施設内の感染症対策

令和2年4月10日付けで周知している施設内感染症対策は、外出自粛の緩和等を踏まえつつ継続して参ります。

### 「施設内の感染症対策」

- ・各職員は勤務前の検温
- ・職員の体調不良時は、速やかな医療機関受診、自宅静養や加療
- ・出勤時の手洗いうがいの励行
- ・生活棟の出入り時の手指消毒、支援中適宜手洗い励行
- ・全職員支援中マスクの着用
- ・入所支援、生活介護（通所）、児童発達支援の各利用者や職員の動線区分け及び日中活動エリアの限定（新しい日常を参照しつつ、利用者の日中活動や理髪等は感染予防対策を図りながら、順次活動を再開します）
- ・手すり、水道蛇口、電気スイッチ、ドアノブの消毒

「職員への協力依頼」

- ・公共交通機関利用の職員には、自動車やオートバイ・自転車等の交通用具への切り替えを推奨の継続
- ・公共交通機関利用の職員には、通勤用のガーゼマスクの支給
- ・公休日や夜間の不要外出の自粛

今後の新型コロナウイルス感染防止策の見直しについては、厚生労働省等の通知や東京都の段階的な緩和措置（ロードマップ）の実施状況を踏まえ、その都度見直した上で周知していきます。

新型コロナウイルス感染症対策等の最新状況は、書面配布と合わせて練馬福祉園のホームページ上でも周知していきます。

ご家族の皆様におかれましても、体調管理にお気をつけ下さい。

以上

令和2年5月29日

通所事業利用者ご家族の皆様へ入所施設利用者ご家族の皆様へ

## ご家族のオンライン面会の実施方法について（別紙）

希望の方に令和2年6月6日から「土日のみ」オンライン面会を行います

オンライン面会とは、画面上でビデオ通話を使って面会することです

オンライン面会は事前予約制となります

オンライン面会は ①自宅でオンライン面会する方法と

②園の面会室でオンライン面会をする方法 があります

### ○面会実施予定日時

各棟の割り振り： 第1, 3, 5土曜日、日曜日はA、B棟

： 第2, 4土曜日、日曜日はC、D、E棟

\*これまでの面会者数を勘案した組み合わせと

なっています

実施時間帯： 9：30～10：15（1組） 10：30～11：15（1組）

13：30～14：15（1組） 14：30～15：15（1組）

設営や消毒を含み各45分間

面会可能数： 午前2組、午後2組

### ○予約方法

翌月の面会希望日を、前月の20日まで受け付けます。上記、各棟に割り振られた面会日程を確認のうえ、「希望日」「お時間」の第一候補、第二候補を平日にお電話で石堂、保永にご連絡ください。また、①自宅で行うか、②園の面会室で行うかを合わせてお伝えください。担当者が調整し、月末までに翌月の確定日をご連絡します。多数の場合はご希望に添えないことがあります。全てのご家族に、できるだけ公平に提供できるよう回数等を調整しますので、ご了承ください。急な通院などの緊急時、回線や機器の不調等により、予告なく面会が行えない場合がありますので、ご理解ください。

## ① 自宅で面会する方法

- ・インターネットができる環境があれば、自宅にあるノートパソコン、スマートフォンを使って、ビデオ通話による面会ができます
- ・最初にご家族のメールを棟にお教えください
- ・在籍する棟の下記のアドレスに、名前を書いてメールを送ってください

A棟 [Atou@nerifuku.com](mailto:Atou@nerifuku.com)      B棟 [Btou@nerifuku.com](mailto:Btou@nerifuku.com)

C棟 [Ctou@nerifuku.com](mailto:Ctou@nerifuku.com)      D棟 [Dtou@nerifuku.com](mailto:Dtou@nerifuku.com)

E棟 [Etou@nerifuku.com](mailto:Etou@nerifuku.com)

- ・詳しい手順については、固定電話で通話しながら説明します
- ・スマートフォンで面会する場合は、通信料が発生する可能性がありますので、Wi-Fi環境をお勧めします。予約時に、ご自宅のインターネット環境をお伝えください
- ・同居しているご家族や、近隣にお住まいのご家族のお手伝いもご検討ください
- ・難しい作業はありませんが、アプリをダウンロードしてもらう必要があります（自動）
- ・「実施時間帯」の範囲で行います

## ② 園の面会室でオンライン面会する方法

面会の流れ

- ・ご予約した時間に面会室にご案内します
- ・基本的に職員は立ち会いません
- ・面会室に設置したパソコンの画面越しにビデオ通話による面会を行います
- ・面会時間が終わったら、ご帰宅いただきます

### \* 来園時の注意事項

- ・ご利用者に直接会うことはできません
- ・来園の際は、必ず事前に検温し、発熱や咳、倦怠感、頭痛、カゼ症状などの体調不良がないことをご確認ください
- ・上記の症状がある場合は、園の中には入れません
- ・来園の際、公共交通機関の移動中も、マスク等の感染予防のご協力をお願いします
- ・来園の際は手指を消毒し、園に滞在する間はマスクを着用してください

- ・面会と面会の間には、部屋と機材の消毒をその都度行います
- ・園の中は人の動線を分けています。管理棟の指定された場所以外、使わないでください。消毒が必要になります
- ・職員との会話も、マスクを着用したうえで距離を取り、短時間でお願いします
- ・予定の時間に来られなかった場合は、面会できないことがあります

#### ○まとめ

- 1：オンライン面会は予約制
  - 2：事前予約は20日までに電話（申し込みは平日のみ）
  - 3：第二希望まで受け付け
  - 4：オンライン面会確定は石堂、保永から月末に連絡
  - 5：希望者多数は調整
  - 6：自宅で行う場合はインターネット環境が必要です
  - 7：来園する際は感染拡大予防が必要
  - 8：不明な点は石堂、保永まで問い合わせ
- ☎ 6月の予約については、6月5日（金）12：00までお電話で受け付けます
- ご不便をお掛けしますが、どうかご理解とご協力をお願いいたします

令和2年5月29日

入所施設利用者ご家族の皆様へ

社会福祉法人武蔵野会

練馬福祉園

施設長 宮原康輔

新型コロナウイルス感染に伴う「緊急事態宣言」解除後の施設方針について

政府関係機関より、新型コロナウイルス感染症拡大における「緊急事態宣言」が解除されましたが、感染拡大を防止する習慣「暮らしや働き方の新しい日常」が提起されるなど、新型感染症との付き合い方が求められています。

厚生労働省から提示されている事務連絡において、感染防止に向けた取り組みとして、「感染症対策の再徹底」等の通知や東京都から段階的な緩和措置（ロードマップ）や踏まえつつ、当施設内の感染症対策を継続して参ります。

### 通所事業の運営方針

緊急事態宣言中、当施設の「生活介護（通所）」「児童発達支援」におきましては、自宅で過ごせる方には自粛をお願いしておりましたが、「感染症対策の再徹底」を図りつつ、通所事業を実施します。

## 児童発達支援「えとわる」

施設内の感染予防策である、各事業との生活動線を分ける対応を今後も継続します。具体的には、えとわるをご利用の皆様は、管理棟ホールと療育室の間にある非常口から出入りして頂きます。登園時はドアを開放し、職員が誘導致します。非常口を経由してホールまでご来園下さい。降園時も同様のルートで、玄関前まで職員が送ります。

尚、雨天時はこれまで通り廊下を経由して登園し、降園時もエントランス内でお待ち下さい。

## 2、生活介護通所事業

施設内の感染予防策である、各事業との生活動線を分ける対応を今後も継続します。具体的には、生活介護通所事業をご利用の皆様は、管理棟受付玄関から出入りして頂きます。また、ご家族が送迎等を行う場合は、活動室への入室は控えて頂き、管理棟受付前で職員が対応させて頂きます。

園外活動である公園散策や外出等は行わず、園内の散策や活動とします。

## 3、施設内の感染防止対応策

施設内では、引き続き新型コロナウイルス感染症対策の一環として以下の予防対策を継続していきます。ご理解の程よろしくお願い致します。

## ○園内の予防対応策

- ・各職員は勤務前に体温の測定
- ・職員の体調不良時は、医療機関への速やかな受診、自宅静養や加療
- ・出勤時の手洗いうがいの励行
- ・生活棟の入退時、支援中適宜に手洗いもしくは手指消毒
- ・全職員支援中のマスク着用（マスクは自治体から寄贈された物を使用）
- ・他の生活棟や通所事業の利用者との接触をなるべく避ける為、施設内動線の区分け及び日中活動エリアの限定  
(新しい日常を参照しつつ、利用者の活動等は随時見直します)
- ・通所利用者自宅での体温測定の依頼
- ・利用者（児）以外入室制限
- ・手すり、水道蛇口、電気スイッチ、ドアノブの消毒

## ○職員への協力依頼

- ・公共交通機関利用の職員には、自家用車やオートバイ・自転車等の交通用具へ切り替えを推奨
- ・公共交通機関利用の職員には、通勤用のガーゼマスク（自治体寄贈）の支給
- ・公休日や夜間の不要外出の自粛

今後の新型コロナウイルス感染防止策の見直しについては、厚生労働省等の通知や東京都の段階的な緩和措置（ロードマップ）の実施状況を踏まえ、その都度見直した上で周知していきます。

新型コロナウイルス感染症対策等の最新状況は、書面配布と合わせて練馬福祉園のホームページ上でも周知していきます。

ご家族の皆様におかれましても、体調管理にお気をつけ下さい。

以上